



消防だより

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎ 0139-55-2071

上ノ国町消防団第3分団のポンプ車が新しくなりました！

令和3年1月24日（日）、上ノ国消防署内において「上ノ国町消防団第3分団消防ポンプ自動車引渡式」が挙行されました。

式典の来賓として檜山広域行政組合理事の工藤昇上ノ国町長と上ノ国町議会の京谷作右衛門議長のご臨席を賜り、祝辞を頂いた後、工藤町長から上ノ国町消防団第3分団、金子義光分団長へ新しいポンプ車のレプリカキーが手渡されました。

第3分団車は平成元年の納車から33年の間、上ノ国町の安全を守ってきましたが、老朽化のため、この度の更新となりました。

金子分団長は「力強い仲間が加わった。今後も気を引き締め、活動に取り組みたい。」との抱負を述べられ、式典後には車両と車両積載資器材の機能説明を受けた上ノ国町消防団第3分団員によって放水訓練が行われました。



令和2年分確定申告書等は、自分で作成して、お早めに！

令和2年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、消費税及び地方消費税（個人事業者）の確定申告書の提出期限・納付期限は、いずれも**4月15日（木）**まで延長されました。

確定申告会場は混雑しますので、感染症防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、是非ご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）又は印刷して郵送で提出することができます。

また、期限内納付のための納税資金のご準備をお願いします。

納付に当たっては、事前に税務署又は金融機関に届け出ること、振替日に預貯金口座から自動的に納付ができる「振替納税」が便利です。

なお、一度届出を行えば継続してご利用が可能です。

詳しくは、「国税庁ホームページ」（<https://www.nta.go.jp>）をご確認ください。

国税庁



※令和2年分の申告所得税及び復興特別所得税の振替日は**5月31日（月）**に、消費税及び地方消費税（個人事業者）の振替日は**5月24日（月）**に、それぞれ延長されました。